

小田原文学館条例施行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|-------------------------------|
| 政策等の題名 | 小田原文学館条例施行規則の一部改正 |
| 政策等の案の公表の日 | 令和2年9月15日（火） |
| 意見提出期間 | 令和2年9月15日（火）から令和2年10月14日（火）まで |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ） |

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

| | |
|-------------|--------|
| 意見数（意見提出者数） | 4件（3人） |
| インターネット | 3人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| 郵送 | 0人 |
| 直接持参 | 0人 |
| 無効な意見提出 | 0人 |

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|-----------------------|----|
| A | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | 0 |
| B | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 1 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 1 |
| D | その他（質問など） | 2 |

〈具体的な内容〉

(1) 休館日等に関すること

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|--|----|--|
| 1 | <p>資料の保全・維持、資料整理のためにも的確な休館は必要と思います。</p> <p>特別な展示やイベントなどの企画も、今後も大いに取り組んでほしいと願うところであり、休館日等を有効に活用していただきたいと思います。</p> | B | <p>休館日については、常設展の入替えによる同一資料の長期展示の回避や資料の点検、開館中の実施が難しい施設の点検や整備等に活用してゆきます。</p> <p>また、特別展や関連催事等のほか、スポット的な貴重資料の特別公開、新収蔵資料の紹介展示の準備等にも活用してゆきたいと考えています。</p> |
| 2 | <p>文化的に貴重な建築物や展示資料の保全のための措置としてやむを得ないものと考えます。</p> <p>なお、自筆原稿等の貴重資料については原本を保管庫に保存し、通常複製を展示するなど、保管と展示の分担を検討することも今後の課題と考えます。</p> | C | <p>文学館では、北原白秋や尾崎一雄、川崎長太郎らの自筆原稿や書簡類等、貴重資料を数多く所蔵・保管しており、それらの展示については、可能な限りレプリカ（複製）を使用しています。貴重資料のすべてについてレプリカ作成等は財政的な面等で困難ですが、着実な展示・保管環境の整備のほか、今後は休館日を活用した計画的な展示替え等の方策も併せて資料保全に努めていきます。</p> |

(2) その他（質問など）

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|--|----|---|
| 1 | <p>現在の入館は 16 時 30 分までですが、何時までの入館になりますか。</p> | D | <p>小田原文学館の入館時間については、次のとおりです。</p> <p>3月から10月まで 16時30分まで 11月から2月まで 16時まで</p> |
| 2 | <p>小田原市公共施設再編計画において、劣化箇所の補修と耐震工事を行うとありますが、いつ頃に行いますか。</p> | D | <p>小田原文学館本館の劣化補修と耐震工事については、令和元年度から令和2年度にかけて実施しており、白秋童謡館については平成29年度から30年度にかけて実施したものです。</p> |